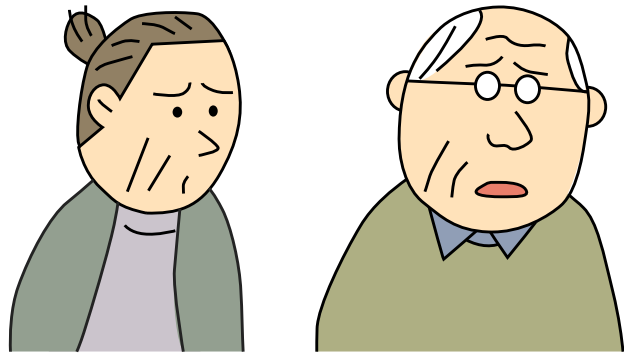




身に覚えのないマスクの送り付けにご注意！！



お巡りさん、昨日、自宅にたくさんマスクが届いたけど、心当たりもないし、何だか気味が悪いのよ。

それはいわゆる「送り付け商法」という悪質商法の可能性が高いですね。

え、悪質商法！
それじゃあ、これからお金を要求されちゃうのかしら！どうすれば良いの？



大丈夫、慌てないでください。
一方的に送り付けられたマスクは売買契約が成立していないので例え代金を要求されたとしても、払う必要はありません。
事業者から「購入しない旨の通知がなければ購入したことを承諾したとみなします。」と言われても、同じく売買契約は成立していません。

送りつけられたマスクはどうすれば良いの？

商品を送り付けられた日から事業者の引き取りがないまま、**14日間経過した時は、マスクを自由に処分することができます。**
使用せずに保管し、14日間経ってから処分するようにしましょう。

問合せ 警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策係 ☎022-221-7171 (代表)
または県内各警察署生活安全課

